

令和8年度当初予算 復活見積調書(市長)

健康福祉部

■国民健康保険事業特別会計

(金額:千円)

番号	所属名	事務事業名	項目	目的・効果	計画・スケジュール等	当初見積額	部 長 間 調 整 後		復活見積額	財 源 内 訳					査定額	財 源 内 訳					査 定 額		
							一財	一財		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源			
1	税務課	国民健康保険税	現年課税分	県から示された納付金(本算定)および標準保険料率に基づき課税を行います。	6月 R8国民健康保険税の賦課	2,132,562	0	2,132,562	2,132,562	23,088	0	0	0	0	23,088	23,088	0	0	0	0	0	23,088	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。
2	保険年金課	医療給付費分	国民健康保険事業費納付金(医療給付費分)	国民健康保険法第75条の7に基づき、都道府県が国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、都道府県内の市町村から徴収する納付金(医療給付費分)について、内示後に県から示された本算定結果に修正します。	6月～3月 10期に分けて支払	2,136,036	2,120,667	2,136,036	2,120,667	△10,472	0	0	0	0	△10,472	△10,472	0	0	0	0	0	△10,472	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。
3	保険年金課	後期高齢者支援金等分	国民健康保険事業費納付金(後期高齢者支援金等分)	国民健康保険法第75条の7に基づき、都道府県が国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、都道府県内の市町村から徴収する納付金(後期高齢者支援金等分)について、内示後に県から示された本算定結果に修正します。	6月～3月 10期に分けて支払	687,700	687,770	687,700	687,770	10,060	0	0	0	0	10,060	10,060	0	0	0	0	0	10,060	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。
4	保険年金課	介護納付金分	国民健康保険事業費納付金(介護納付金分)	国民健康保険法第75条の7に基づき、都道府県が国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、都道府県内の市町村から徴収する納付金(介護納付金分)について、内示後に県から示された本算定結果に修正します。	6月～3月 10期に分けて支払	228,445	228,445	228,445	228,445	10,187	0	0	0	0	10,187	10,187	0	0	0	0	0	10,187	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。
5	保険年金課	子ども・子育て支援納付金分	国民健康保険事業費納付金(子ども・子育て支援納付金分)	国民健康保険法第75条の7に基づき、都道府県が国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、都道府県内の市町村から徴収する納付金(子ども・子育て支援納付金分)について、内示後に県から示された本算定結果に修正します。	6月～3月 10期に分けて支払	50,398	50,398	50,398	50,398	17,631	0	0	0	0	17,631	17,631	0	0	0	0	0	17,631	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。
6	保険年金課	一般会計繰入金(歳入)	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	保険税負担の緩和を図るとともに、国保の財政基盤の安定に資するため、低所得者に対する保険税軽減相当額を県、市が公費で補填する保険基盤安定制度に基づく一般会計からの繰入金について、内示後に滋賀県から示された国民健康保険事業費納付金の本算定結果に基づき修正します。	12月 県費分交付申請 3月 年度末に市費分と合わせた実績額で繰入	344,045	0	344,045	0	13,495	0	0	0	0	13,495	13,495	0	0	0	0	0	13,495	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。
7	保険年金課	一般会計繰入金(歳入)	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	保険税負担の緩和を図るとともに、国保の財政基盤の安定に資するため、低所得者に対する保険者支援分を国、県、市が公費で補填する保険基盤安定制度に基づく一般会計からの繰入金について、内示後に滋賀県から示された国民健康保険事業費納付金の本算定結果に基づき修正します。	11月 国費分交付申請 12月 県費分交付申請 3月 年度末に市費分と合わせた実績額で繰入	180,207	0	180,207	0	6,860	0	0	0	0	6,860	6,860	0	0	0	0	0	6,860	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。

令和8年度当初予算 復活見積調書(市長)

健康福祉部

■国民健康保険事業特別会計

(金額:千円)

番号	所属名	事務事業名	項目	目的・効果	計画・スケジュール等	当初見積額		部長間調整後		復活見積額	財源内訳					査定額	財源内訳					査定結果	
						一財		一財			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		
8	保険年金課	一般会計繰入金(歳入)	出産育児一時金繰入金	令和8年度から後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組み(出産育児交付金)が全面的に導入されることに伴い、出産育児一時金に係る経費の3分の2に相当する額の一般会計繰入金が廃止となります。	令和8年度から当該繰入金が廃止	26,000	0	26,000	0	△26,000	0	0	0	0	△26,000	△26,000	0	0	0	0	0	△26,000	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。
9	保険年金課	一般会計繰入金(歳入)	未就学児均等割保険料繰入金	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、未就学児の保険料に係る均等割分を国、県、市が公費で補填する軽減措置に基づく一般会計からの繰入金について、内示後に滋賀県から示された国民健康保険事業費納付金の本算定結果に基づき修正します。	11月 国費分交付申請 12月 県費分交付申請 3月 年度末に市費分と合わせた実績額で繰入	5,749	0	5,749	0	253	0	0	0	0	253	253	0	0	0	0	0	253	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。
10	保険年金課	一般会計繰入金(歳入)	産前産後保険料繰入金	子育て世帯の経済的負担軽減等の観点から、出産する被保険者の保険料に係る産前産後期間相当分の均等割分および所得割分を国、県、市が公費で補填する軽減措置に基づく一般会計からの繰入金について、内示後に滋賀県から示された国民健康保険事業費納付金の本算定結果に基づき修正します。	11月 国費分交付申請 12月 県費分交付申請 3月 年度末に市費分と合わせた実績額で繰入	2,058	0	2,058	0	57	0	0	0	0	57	57	0	0	0	0	0	57	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。
部合計						3,660,638	3,087,280	3,660,638	3,087,280	22,071	0	0	0	0	22,071	22,071	0	0	0	0	0	22,071	